

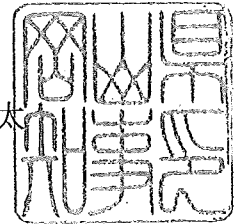


参考資料3

環企第166号  
平成25年8月29日

国土交通省中国地方整備局  
局長 栗田 悟 殿

岡山県知事 伊原木 隆太



高梁川水系小田川付替事業に係る環境影響評価準備書  
に対する知事意見について

平成25年4月1日付けで提出のあった標記準備書について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項の規定に基づき、別添のとおり意見を述べます。  
つきましては、同法第21条第1項の規定に基づき、環境影響評価書を作成願います。

# 知 事 意 見

平成25年8月29日

高梁川水系小田川付替事業に係る環境影響評価準備書について、関係市町長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講じることとされたい。

## 記

### 1 事業計画について

放水路の新設であり、工期も長期間に及ぶことから、工事中の粉じん、濁水、騒音及び振動等の環境影響が想定されるが、工事計画の詳細が不明で予測対象時期の設定及び評価についての適否が判断できないので、工事実施期間、工事中の工程毎のスケジュール、ユニットの変遷、工区ごとの土砂切盛土量及び各施工箇所断面図等の詳細な工事計画を評価書に記載すること。

### 2 環境負荷の低減について

- (1) 工期が長期間に及ぶことから、工事中の粉じん、濁水、騒音及び振動対策等については、環境保全措置を確実に実施し、周辺住民の生活環境への影響を低減するよう配慮すること。
- (2) 予測の結果、影響が小さいとしていることをもって、環境保全措置の検討が行われていない動植物や生態系その他の環境要素について、環境の保全のための配慮及び事後調査の実施を検討し、更なる環境負荷の低減に努めること。

### 3 対象事業実施区域及びその周囲の概況について

既往の現地調査結果について、現在の状況として有効なものか項目毎に具体的に検証し、必要に応じて補完調査を行い、その結果を評価書に記載すること。

### 4 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 当該事業計画は、複数の事業計画の比較検討、河川整備計画の検討段階での関係者意見の計画への反映などを過程してきたものであり、評価に当たっては、計画に関して検討した複数案の概要及び本計画を採用した理由を評価書に記載すること。  
また、有識者、地域住民等からの意見及びこれら意見の事業計画への反映状況についても評価書に記載すること。

- (2) 工期が長期間に及ぶため、基準値を下回っている場合であっても一定の環境影響が長期間継続することになるので、現況への寄与率等も勘案した上で評価を行い、評価書に記載すること。

## 5 環境管理について

- (1) 事後調査項目、調査頻度等を明示した環境管理計画を策定し、評価書に記載すること。
- (2) 環境管理を確実に実施することにより、当該事業が環境に及ぼす影響及び実施する環境保全措置の有効性を計画的かつ的確に把握し、予測し得なかった事態により、環境に影響を生ずる事態が発生した場合には、速やかに原因を調査するとともに、関係者と協議し適切な措置を講じること。

## 6 工事の施工管理について

工事の実施に当たっては、環境保全措置等が適正に実施されるよう工事関係者への教育や指導など適切な施工管理を行うこと。

## 7 地元理解及び住民参加について

評価書は、調査項目の選定根拠、使用する予測式や設定する予測条件の適切性等について、わかりやすく解説を加えるなど、縦覧図書として住民にも配慮したものとし、事業の実施に当たっては、周辺住民に対して、今後具体化する工事計画、環境保全措置等の内容を適宜十分に説明し、理解と協力を求めながら事業を進めること。

## 8 自然保護に配慮した跡地回復について

跡地回復に当たっては、自然保護に配慮したものとし、掘削部法面の緑化計画や跡地回復に係る自然保護対策の方針や措置内容について、具体的に評価書に記載すること。

## 9 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持について

- (1) 騒音及び振動
- ① 建設機械の稼働に伴う騒音、振動の評価については、予測地点が工事敷地境界から更に集落側に設定されているものがあり、また、工事が長期間に及ぶことも勘案し、規制基準のみならず環境基準及び振動感覚閾値との比較も行い、評価書に記載すること。
  - ② 工事用車両台数の設定について、作業員の自家用車又は送迎車両も計上する必要があると考えるので、全体の交通量を時間帯別に適切に示し、適切に設定した交通量で予測及び評価を実施することとし、評価書に記載すること。
  - ③ 事業実施区域は、複雑な地形であり、予測しえない反響音や回折音による影響も懸念されるため、工事量のピーク時期に着目し定期的な測定を実施することとし、評価書に記載すること。

## (2) 水質

- ① 工事実施期間中、柳井原貯水池からの排水は、濁水処理施設で処理され排出される計画であるが、当該施設の処理能力を含め稼働計画を明らかにするとともに、まとまった降雨の際にも、その処理に支障がないことを明らかにし、評価書に記載すること。
- ② 濁水対策は、濁水処理施設に全てを委ねていることから、事後調査として定期的なモニタリングを実施し、その適切な運転状況を確認することとし、評価書に記載すること。
- ③ 高梁川表流水は水道原水として利用されており、鉛については、水道水質基準値に近い値が検出されていることから、健康項目に係る事後調査を実施することとし、評価書に記載すること。

## (3) 地下水の水質

鉛及び砒素が柳井原貯水池底質から比較的高濃度で検出されており、周辺地下水への影響も想定されることから、地下水の水質調査、予測及び評価を実施することとし、評価書に記載すること。

## (4) 土壌に係る環境

- ① 底質の調査結果から、砒素及び鉛が比較的高濃度で検出されていることから、周辺土壌調査(溶出量・含有量)を実施し状況を確認するとともに、他の河川における事例(底泥調査結果等)等との比較検証を行い、その結果を評価書に記載すること。
- ② 底質及び土壌においては、局所的に高濃度の重金属等が存在するおそれがあることから、事後調査として一定単位毎(メッシュ単位など)に各工区の施工前に調査を行うこととし、評価書に記載すること。

## 10 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全について

### (1) 共通事項

現地調査において確認されていない重要な動植物種が事業実施前調査等において確認された場合には、専門家の助言を仰ぎ、必要な環境保全措置等を実施すること。

### (2) 動物

- ① 多くの種について、主要な生息環境が広く残存するため環境影響は小さいと予測されているが、準備書中には主要な生息環境が残存するとした理由の記載がないので、評価書に主要な生息環境が維持される理由、環境影響が小さいとした理由について具体的に記載すること。

② 新たに出現する小田川付替え河道について、予測結果に示されるE区間と類似した生息・生育環境が創出された場合、新たに希少淡水魚をはじめとする重要な動物種の生息可能区域が広がる可能性が高いことから、今後、小田川付替え河道等の詳細設計を行うに当たっては、必要に応じ専門家の指導・助言を得て、生息・生育環境の確保に努めること。

### (3) 植物

シラガブドウは現状では個体数は多いが、国内では本県にしか生育が知られていない種であり、事業の実施に当たっては十分に配慮し、生育環境の確保に努めること。

### (4) 生態系

① 生物群集の生息・生育には、水深及び流速に加え、河床構成材料も重要な要素となることから、小田川付替え河道が柳井原貯水池の河道掘削及び埋め戻しにより造成されることを勘案した上で、予測条件の整合性を確認し、その結果を反映した予測及び評価を実施することとし、評価書に記載すること。

② 自然植生の再生を基本とした緑地整備を実施し、動物の生息環境に十分配慮した植栽や外来種対策に努めるとともに、可能な限り早期の緑地回復を図り、事業実施区域周辺の生態系の保全、再生に努めること。

## 1 1 人と自然との豊かなふれあいの確保について

### (1) 文化財

計画区域には、明治から大正にかけての高梁川改修に伴う堤防や取水施設、排水路などが残存していることから、重要な文化財等が安易に取り壊されることがないように関係機関と協議し慎重に対応すること。

### (2) 人と自然の触れ合いの活動の場

高梁川右岸河川敷は、自然との触れ合いの活動の場として利用されていることから、工事中は必要に応じて利用者への配慮を行うこと。

## 1 2 環境への負荷の量の程度について

### (1) 廃棄物等

事業の実施に伴い生じる産業廃棄物は、可能な限り再資源化を徹底し、廃棄物最終処分量の削減が図られるよう努め、適正かつ迅速に処理すること。

### (2) 温室効果ガス

平成 20 年に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」の中で温室効果ガスの長期削減目標が定められたことにより、あらゆる活動に対して厳しい温室効果ガスの削減が求められていることに鑑み、工事の実施による温室効果ガス排出量の定量的な予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。